平成２７年（フ）第３号
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘４番５号
公住24―94
債務者　畑　由美子（旧姓滝浦）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第７０８号
仙台市泉区八乙女中央５丁目21番11号　ステーションプラザ八乙女105
債務者　佐藤　夏生
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
仙台市青葉区東勝山３丁目16番10号
債務者　二階堂さとみ
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
秋田県大館市早口字深沢岱５番地20、借入時住所秋田県大館市早口字深沢岱36番地64
債務者　北林トミ子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第５９号
秋田県大館市早口字深沢岱５番地20、借入時住所秋田県大館市早口字深沢岱36番地64
債務者　北林　忠明
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第７３号
茨城県潮来市上戸145番地１　県営牛堀アパート３棟301号
債務者　堀江　昌子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３号
群馬県桐生市本町６丁目22番地　メゾンＣ―203
債務者　今泉　　隆
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４号
群馬県みどり市笠懸町鹿625番地15　サンライフウェンディアＡ102
債務者　宮寺　亮児
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５号
群馬県桐生市相生町１丁目634番地の８
債務者　前原　崇子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第６号
群馬県桐生市相生町５丁目92番地の９
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９５１号
千葉県市川市湊新田２丁目８番10―203号
債務者　渡辺　千陽（旧姓佐々木・和島）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９８号
新潟市西蒲区間瀬7847番地３
債務者　田中　春美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１５号
新潟市西区五十嵐東３丁目８番18号
債務者　佐山イシ子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２７号
新潟県五泉市木越荒屋2249番地
債務者　佐藤あや子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
長野市平林１丁目８番11―203号　ラプラス平林
債務者　若林　　紫（旧姓宇野女）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
長野県松本市野溝西２丁目７番３号　Ｉ―５
債務者　小岩井和子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３７１号
東京都江東区大島７丁目37―３
債務者　菊島　昌実
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部